

議第95号

高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例について

高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

子ども医療費助成の対象者を拡大するため改正しようとする。

高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例

高山市福祉医療費助成金条例（昭和56年高山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「老人」、「子ども」、「重度等の障がい者」及び「母子家庭等の父母及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども <u>義務教育修了までの者（15歳到達後最初の年度末までの者をいう。ただし、第3号又は第4号に該当する者を除く。以下同じ。）をいう。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「老人」、「子ども」、「重度等の障がい者」及び「母子家庭等の父母及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども <u>18歳到達後最初の年度末までの者をいう。ただし、第3号又は第4号に該当する者を除く。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高山市福祉医療費助成金条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。